

2016年8月18日

各位

会社名	アイティメディア株式会社
URL	http://corp.itmedia.co.jp/
代表取締役社長	大槻利樹 (コード番号：2148 東証マザーズ)
問合せ先	取締役 管理本部長 加賀谷 昭大 (TEL 03-6893-2148)

業績目標コミットメント型ストックオプション（新株予約権） の発行に関するお知らせ

当社は、2016年8月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的および理由

当社が、中長期的な業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、役員ならびに従業員の意欲および士気を喚起し、結束力をさらに高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の3.6%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成を行使条件としており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであることから、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

行使条件となる業績目標は以下の通りです。

- ・2019年3月期 連結営業利益 14億円
- ・2020年3月期または2021年3月期 連結営業利益 20億円

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

7,394個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式739,400株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関で

ある株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 585 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019 年 7 月 1

日から 2026 年 9 月 30 日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（a）2019 年 3 月期において営業利益が 14 億円以上である場合 行使可能割合：20%

（b）2020 年 3 月期ないし 2021 年 3 月期のうち、いずれかの期において営業利益が 20 億円以上である場合 行使可能割合：100%

- ② 新株予約権者は、割当日から 2018 年 3 月 31 日までにおいて、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2016 年 9 月 30 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 上記のほか、当社は取締役会において本新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をし

た場合、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2016年12月22日

9. 申込期日

2016年9月15日

10. 新株予約権の割当てを受ける者および数

当社の取締役および従業員 236名 7,394個

III. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その目的上、当社のすべての取締役および従業員を対象としており、当社の親会社であるSBメディアホールディングス株式会社の取締役を兼務する2名の当社取締役（土橋康成、下山達也）にも割当てられるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置および利益相反回避措置

当社取締役会における本新株予約権の内容及び条件の決定にあたっては、支配株主である当社取締役の土橋康成、下山達也は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加していません。

本新株予約権は、社内で定められた規則ならびに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容および条件等についても、上記「II. 新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日開催の当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の発行の決議事項について内容および条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない東京証券取引所が定める独立役員であり、社外取締役である斉藤太嘉志および佐川明生が、以下に記載する事由から、親会社の役員を兼務する2名の当社取締役に対する本件新株予約権の付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨を意見表明しております。

- (1) 両名の職責が当社業績の向上であることが明らかであること
- (2) 当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること
- (3) 本新株予約権の内容・発行手続きに指摘すべき事項も認められないこと
- (4) 両名への割当て規模が非常に小さいこと

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

2016年8月18日に開示のコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、ソフトバンクグループ株式会社およびソフトバンクグループ各社との取引を行っておりますが、その取引条件の決定は、少数株主の利益を不当に害することがないように、一般の取引価格と同様に公正な市場価格に基づき、適法かつ適正な手続きにより実施しております。」

本新株予約権の発行は以上の指針に基づいて決定いたしました。

以上